

漁港漁場整備事業の 推進に関する基本方針

令和5年12月

序文

四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすとともに、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。

漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすとともに、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。

また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。

近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。

また、国内の水産物消費量が減少傾向にある一方、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。

先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村では、現在、漁港施設などのインフラ施設の復旧はおおむね完了している一方、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の頻発化・激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。

その他、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を進めることとし、令和2年12月には「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）が施行され、新たな資源管理システムの構築などに向けた取組を推進しているところである。

これらの諸情勢に鑑み、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業について

では、地域における各漁港の適切な役割分担を踏まえつつ、輸出の促進や養殖生産力の向上など水産業の成長産業化に資する生産・流通機能の強化を図るとともに、海洋環境の変化に適応し、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、加えて、災害に強く安全な地域づくりを目指し、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。

また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「^{うみぎょう}海業」という。）の場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。

このような基本認識の下、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 2 に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、さらに、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するため、また、世界の水産物需要が増大している中で、国産水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図るため、漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁

村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。

(1) 漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化

集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、配送用作業施設、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、燃料供給・給氷施設などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。

(2) 流通拠点となる漁港などの機能の強化

良好な漁場などから供給される水産物は、サプライチェーンの起点となる漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。

具体的には、水産物流通の集約と併せて市場機能の強化や漁港施設・漁港施設用地の再編・整序を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設整備及び管理運営体制の構築並びに一次加工機能の充実に努めるほか、漁業の構造改革に伴って大型化する漁船に対応した漁港施設の整備を進めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。

(3) 生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化

水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。

具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。

(4) 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産加工施設の HACCP 対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、配送用作業施設、仲卸施設、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

(5) 養殖生産拠点の形成

養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和 3 年 7 月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 4 年 12 月改訂）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。

具体的には、消波堤の整備による静穏水域の確保・活用や漁港施設用地の再編・集約による陸上養殖の展開、種苗生産施設、養殖場、陸揚施設、加工・流通施設などの一体的な整備を推進する。

2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

水産資源の状況は、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。

なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があること、また、地球温暖化により漁場環境が変化していることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、

その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直していく、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。

（１）栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化

水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せ、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。

（２）藻場・干潟などの保全・創造

藻場・干潟などは、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、りんなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、加えて、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留するCO₂由来の炭素）が注目される中、藻場は二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル実現の観点からも重要であり、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干潟などの保全・創造は極めて重要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、藻場・干潟の分布状況や衰退要因及び海水温や底質などの水域環境の変化を広域的視点から把握し、漁業者、NPO、ボランティアなどの協力を得ながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するほか、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証などに取り組む。また、閉鎖性水域においては、ノリ養殖やアサリなどの二枚貝、底生魚介類などの生産安定・回復のため、漁業者などによる取組と連携した漁場環境の改善対策を推進する。

（３）水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進

地球温暖化による海水温上昇の影響は、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、海洋生物の分布域が変化しているほか、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活発化などによる磯焼けの進行やサンゴ礁の衰退などによ

る水産資源の減少も予測されており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題となっている。このため、貧酸素水塊の影響緩和に努めるとともに、海水温上昇による海洋生物の分布域・生息場所の変化を的確に把握し、その変化に対応した水産生物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む。藻場造成に当たっては、現地の状況に応じた高水温に強い種の播種・移植や食害生物対策などを行う。また、水域環境の変化を的確に把握するためのモニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進する。

3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備えが求められるとともに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念される。防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとともに、計画的な漁港漁場施設の機能の維持・保全を推進する。

また、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。

（１）東日本大震災の被災地における着実な復興

東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。

（２）漁業地域の防災・減災対策の推進

地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域に

において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。なお、これらの対策に当たっては、必要に応じて平時・非常時ともに役立つように計画・設計に配慮していく。

また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のため漁港協力団体や地域住民、漁業者などと連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少と高齢化が進行し、地域の人材不足が深刻化するなど活力が低下している。このため、漁港施設などの既存ストックや漁村の魅力的な地域資源を最大限に活用し、海業や都市漁村交流を推進するとともに、生活環境・就労環境の改善を進めることで、漁村のにぎわいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加などにつなげる。

(1) 「海業」による漁村の活性化

都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめるような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。

このため、地元の理解と協力の下、漁港施設等活用事業を推進するなどして海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

具体的には、当該地域で陸揚げ、生産された新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁村における滞在型旅行であるなぎさほく渚泊を受け入れること、プレジャーボート等の適切な受入れなど、海業の取組として、水産業を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用して地域の水産業の活性化を図っていくため、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。

（２）漁港・漁村における環境の改善

地域の水産業を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。

具体的には、漁港協力団体との協働や地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

５．社会情勢の変化への対応

これらの重点課題への対応に当たり、社会情勢の変化に対応していく必要性からその共通する課題として、漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化などによるグリーン化の推進、ICT を活用した漁港漁場施設の利用や整

備・維持管理の効率化・省力化、漁業の生産性向上などを図るデジタル社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機とした食生活や働き方の変化などに対応した水産物の提供体制づくりなどによる新たな生活スタイルへの対応についても併せて取り組んでいく。

Ⅱ. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、効率よく効果が発現されるよう努めていく。

1. 整備の連携に関する事項

(1) 漁港と漁場の一体整備

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

(2) 関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進

漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業を含む沿岸漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、漁業地域における津波や高潮などからの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携による効果的な対策を図るとともに、自然災害の被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。

2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項

漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災

・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、海業など関連産業の場としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。その際、水産物の品質や付加価値の向上、集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化を目的に漁港機能の再編・集約に取り組むこととし、既存ストックの有効活用、また必要に応じて施設規模の適正化や既存施設の統廃合などによるストックの適正化を推進する。

3. 国と地方の役割分担に関する事項

漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対して助言などを行いつつ、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うこととし、北海道における第3種又は第4種漁港のほか、違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。

4. 工事の効率性の向上に関する事項

(1) 入札・契約制度の適切な運用による品質確保

公共工事は施工する企業や技術者の技術力などにより品質が左右されるため、適切な技術力を有する企業を選定する必要がある。このため、発注関係事務などについて適切に実施し、受注企業を選定に当たっては、工事の目的、内容及び規模を踏まえた公共工事の品質確保に必要な技術力を適正に評価するとともに、中長期的にその担い手を育成・確保する観点から若手や女性の技術者の登用、適正な工期設定による休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の取組、ICTの活用やプレキャスト化などによる生産性向上の取組など、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定する入札・契約制度の適切な運用を行い、工事の品質確保に努める。また、水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を監理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。

(2) 総合的な視点からのコスト縮減

ICT などの新技術の積極的な活用とともに、計画手法や設計基準の見直しなどによる工事コストの縮減、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの縮減、更には漁港漁場施設の品質向上や予防保全型の老朽化対策による中長期的な維持管理・更新などに係るライフサイクルコストの縮減などに努め、財政負担の平準化の観点に留意しつつ、総合的な視点からコスト縮減に取り組んでいく。

5. 技術の開発に関する事項

(1) 技術の開発・普及

漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、漁港における生産・流通体制及び養殖生産体制などの強化を図るための拠点形成に必要な施設配置などの計画技術、持続可能な漁業生産の確保のための漁場環境モニタリング及び順応的環境保全・創造技術並びに沖合域における漁場開発技術及び現場条件に適合した高度な施工技術、災害リスクへの対応力強化のための設計外力の設定及び想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術、漁村の魅力と所得の向上に必要な既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全技術に加え、グリーン化の推進に向けた再生可能エネルギー導入や磯焼け対策技術、デジタル社会の形成や感染症対策など生活スタイルの変化への対応に向けた ICT 活用技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。

(2) リサイクルの推進

建設工事における廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物（水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻など）の活用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

6. 国民に開かれた事業制度に関する事項

(1) 事業評価、政策評価の充実と透明性の確保

事業の計画から実施の過程に至るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を目指し、事業評価を実施していくなど、社会経済情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。

また、漁業関係者などが、地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するとともに、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。

(2) 住民参加型の事業への展開

国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。

7. 民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産である特定漁港施設の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者が公共施設用地の占有を許可し、利用を可能とする制度の活用に加え、漁港施設等活用事業制度の活用による長期・安定的な事業展開を促すことで、水産物の消費増進や交流の促進など地域の活性化のために、漁港施設の積極的活用を推進する。加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI（民間資金等活用事業）の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮するものとする。

（１）漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方

漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性などの規模と配置に係る事項を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。その際、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを十分に考慮することとする。

（２）漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項

次に掲げる漁港漁場施設にあつては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、それぞれ次の指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

イ 係留施設

漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ウ 水域施設

漁船が安全に航行、係留、錨泊^{びよう}などを行うとともに、漁具の安全で適正

な管理を図ることを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。

エ 輸送施設

水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

カ 水産種苗生産施設

水産動植物の種苗を生産することを目的とし、対象水産動植物の生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

キ 陸上養殖施設

陸上にて水産動植物を養殖生産することを目的とし、当該漁港における水産物生産や流通における役割、対象水産動植物の生育環境の保全や作業環境などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ク 養殖用作業施設

養殖用の資材の補修、組立、稚貝の選別、掃除などの共同作業などに使用することを目的とし、作業環境や安全性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ケ 荷さばき所

水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、製氷、冷凍及び冷蔵施設や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

コ 配送用作業施設

荷さばき所から搬出した水産物を出荷するための集荷・分荷作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、輸送形態、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

サ 水産倉庫

水産加工品や魚箱などを保管することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

シ 製氷、冷凍及び冷蔵施設

水産物の鮮度保持を目的とし、水産物の衛生管理の方法に加えて、製氷施設については、漁船や荷さばき所での必要な施氷量、冷凍及び冷蔵施設については、水産物の漁獲量の変動に対応した調整機能などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ス 加工場

水産物の処理及び加工を衛生的かつ効率的に行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

セ 仲卸施設

仲卸業者が小売業者に水産物の販売を行うことを目的として、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ソ 直売所

漁業者が共同で消費者に水産物の販売を行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

タ 発電施設

複数の漁港施設に必要な電力を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

チ 漁港浄化施設

漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用される用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ツ 漁港環境整備施設

広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資するとともに、災害時に漁港利用者な

どの迅速かつ安全な避難を可能にすることを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

テ 魚礁

漁獲の増大、漁業操業の効率化又は対象生物の保護育成を図ることを目的とし、対象生物の分布・行動などの生態及び漁業の実態を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ト 増殖場

対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること又は増殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ナ 養殖場

対象生物を生産し、若しくは育成すること又は養殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の育成に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

二 増殖及び養殖を推進するための事業により整備される施設

対象生物の生息状況若しくは生息環境を的確に把握し、又は対象生物の種苗を生産することを目的とし、対象生物に応じて生育状況又は生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ヌ 漁場の保全のための事業により整備される施設

漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復などを図ることを目的とし、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の自然環境や漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法及び工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中におい

ても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。

老朽化施設の修繕・更新に当たっては、予防保全の考え方にに基づき、施設の老朽化の程度を基本とするほか、ライフサイクルコストの縮減の観点から保全工事の実施時期を定め、また、保全工事が集中する場合には、施設の重要性や施設が設置されている漁港漁場の役割などを勘案しつつ優先順位を設定し、施設の機能が十分に発揮されるものとなるよう定める。

(2) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮し、ICT などの積極的な活用を図りつつ、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。

IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項

(1) 自然環境に配慮した漁港・漁場の整備

再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握や環境配慮型構造物の採用に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっては藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努める。

加えて、持続的生産体制の構築に向けて、カーボンニュートラルの実現に資するよう、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、漁港における再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネルギー対策の実施、漁船の漁港漁場利用に当たっての効率化による燃油使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組む。

(2) 周辺の自然環境に対する配慮

漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を

及ばずおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合的な観点から自然環境への影響に配慮していく。

(3) 自然環境の修復と創造

効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化や水域ごとの違いに配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、作れい、着定基質の設置などにより底質・流況の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を母藻の設置、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩類供給などの取組と連携しつつ、積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。

2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

(1) 良好な生活環境・就労環境の確保

漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。

また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、就労環境の改善に努めていく。

(2) 人と自然のふれあいの場の提供

漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。

(3) 漁村の文化などに配慮した整備

漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安ら

ぎの場を確保していく必要がある。

このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。

3. 環境との調和の推進に関する事項

漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。なお、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。

また、我が国周辺水域で展開される海洋再生エネルギー発電設備の設置に当たり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年5月17日閣議決定）に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備に当たっては、その趣旨に十分配慮して実施する。

V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項

国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設などの整備を推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港施設等活用事業等による漁港の活用を促進する。

2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項

漁港漁場整備事業においては、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するため、年齢、性別や国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動、女性の参画や外国人材の就労・生活環境の整備の促進を図っていく。

(1) 高齢者の活動に配慮した整備

漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動を行うことが可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。

(2) 女性の参画に配慮した整備

漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。

(3) 外国人材の就労・生活環境に配慮した整備

水産業の現場では、漁業分野などにおける外国人材が増加している。そのため、漁港・漁村において、外国人材が円滑に就労し、生活できるよう、就労環境及び生活環境の整備に当たり、多言語表示などに配慮した施設整備を推進していく。

3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があることから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島では、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有すること、さらに、有人国境離島地域においては、その地域の保全及び地域社会の維持の重要性から、これらに配慮した施設の整備を推進していく。